平成29年６月12日開会
平成29年６月12日閉会

# 平成29年三宅町議会
# 第２回定例会会議録

三　宅　町　議　会

# 平成２９年６月三宅町議会第２回定例会会議録目次


招集告示……１

会期日程表……２

第　１　号　（６月１２日）

出席議員……３

欠席議員……３

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……３

職務のため会議に出席した者の役職氏名……３

議事日程……４

議長挨拶……５

町長挨拶……５

開会の宣告……６

議事日程の報告……６

会議録署名議員の指名……６

会期の決定……６

議案第３０号～議案第３３号、報告第２号～報告第４号の上程、説明、

質疑、討論、採決……７

同意第１２号の上程、説明、質疑、採決……12

諮問第１号上程、説明、意見、採決……13

一般質問……13

川　口　靖　夫　君……14

瀬　角　清　司　君……18

森　内　哲　也　君……19

辰　巳　光　則　君……26

池　田　年　夫　君……31

衣　川　喜　憲　君……36

町長挨拶……42

閉会の宣告……42

署名議員……45

三宅町告示第１２０号

平成２９年６月三宅町議会第２回定例会を
次のとおり招集する

平成２９年５月２５日

三宅町長　　森　田　　浩　司

記

１．招集日時　　平成２９年６月１２日　月曜日
午　前　１０時００分　開　会
１．招集場所　　三宅町役場　３階　議会議場

平成２９年６月三宅町議会第２回定例会

会期日程表

平成２９年６月１２日月曜日　　１日間

| 目　　次 | 月　日　曜　日 | 開　会　時　間 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|
| 第　１日目 | ６月１２日　月曜日 | 午前１０時００分 | 定　例　会　開　会 |

平成２９年６月三宅町議会第２回定例会〔第１号〕

招集の日時　　平成２９年６月１２日月曜日午前１０時００分開会

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

| | | |
|---|---|---|
| 瀬　角　清　司 | 松　本　　健 | 森　内　哲　也 |
| 辰　巳　光　則 | 松　田　晴　光 | 衣　川　喜　憲 |
| 植　村　ケイ子 | 川　口　靖　夫 | 池　田　年　夫 |

欠席議員数（１名）

辰　巳　勝　秀

---

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町　　長 | 森　田　浩　司 | 副　町　長 | 北　野　勝　也 |
| 教　育　長 | 澤　井　俊　一 | 総務部長 | 岡　橋　正　識 |
| みやけイノベーション推進部長 | 森　本　典　秀 | 住民福祉部長 | 中　田　　進 |
| 健康子ども局長 | 宮　内　秀　樹 | まちづくり推進部長 | 江　蔵　潔　明 |
| 教育委員会事務局長 | 東　浦　一　人 | 会計管理者 | 岡　本　豊　彦 |

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 乾　　輝　男 | モニター室係 | 長谷川　　淳 |
| モニター室係 | 横　谷　　修 | モニター室係 | 川　人　哲　也 |

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| ５　番　議　員 | 松　田　晴　光 | ６　番　議　員 | 衣　川　喜　憲 |

平成２９年６月三宅町議会第２回定例会〔第１号〕

# 議　事　日　程

平成２９年６月１２日　月曜日

午　前　１０時００分　開　会

| | | |
|---|---|---|
| 日程第１ | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第２ | | 会　期　の　決　定 |
| 日程第３ | 議案第30号 | 平成29年度三宅町一般会計第２回補正予算について |
| 日程第４ | 議案第31号 | 平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計第１回補正予算について |
| 日程第５ | 議案第32号 | 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第６ | 議案第33号 | 三宅町企業立地のための事業協力促進条例の制定について |
| 日程第７ | 報告第２号 | 平成28年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第８ | 報告第３号 | 平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第９ | 報告第４号 | 平成28年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第10 | 同意第12号 | 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第11 | 諮問第１号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第12 | 一般質問について | |

---

◎議長挨拶

○議長（植村ケイ子君）　皆さん、おはようございます。ちょうど定刻になりましたので、始めたいと思います。

本日、平成29年６月三宅町議会第２回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、平成29年度三宅町一般会計第２回補正予算についてを初めとする議案４件、報告３件、同意１件、諮問１件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ、慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君）　開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君）　議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成29年三宅町議会第２回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙の中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、議員の皆様方には日ごろより町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、ふるさと納税につきましては引き続き好調に推移しておりますが、総務省からの要請もある中、要綱を改正し、この６月より寄附金額に応じた返礼品の区分を改めるとともに、三宅町商工会にもご協力を賜り、新たな参加企業を募ったところであり、返礼品を通じてさらに三宅町を全国に発信していけるよう、個性ある返礼品の充実を図りました。

今年度においては、当初予算にも計上いたしておりますとおり、寄附金額2,000万円を目標に、全国の皆様から一層の応援をいただき、三宅町の地場産業を知っていただけるよう、この制度の発展的な継続を図ってまいりたいと考えており、ふるさと納税を財源とした新規事業の企画も行っていきたいと考えておりますので、今後も議員皆様方にはお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

今期定例会において議員皆様方にご審議を賜ります議案につきましては、平成29年度三宅町一般会計第２回補正予算を初め、平成28年度三宅町後期高齢者医療特別会計第１回補正予算の２件、条例の制定及び改正の２件、平成28年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成28年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告３件、固定資産評価委員会委員の同意１件、人権擁護委員の推薦の諮問１件、計９件の重要案件をご提案申し上げ、ご審議賜るわけでございますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

---

◎開会の宣告

○議長（植村ケイ子君）　本日、辰巳勝秀議員より欠席届が提出されましたことを報告いたします。

ただいまの出席議員数は９名で定足数に達しております。

よって、平成29年６月三宅町議会第２回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時０３分）

---

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君）　なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村ケイ子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により５番議員、松田晴光君及び６番議員、衣川喜憲君の２人を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（植村ケイ子君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日の１日間とすることに決定いたしました。

---

◎議案第３０号～議案第３３号、報告第２号～報告第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君）　これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第３、議案第30号　平成29年度三宅町一般会計第２回補正予算についてより日程第11、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君）　異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第３、議案第30号　平成29年度三宅町一般会計第２回補正予算についてより日程第９、報告第４号　平成28年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの議案４件、報告３件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君）　異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君）　議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

それでは、議案第30号　平成29年度三宅町一般会計第２回補正予算についてご説明いたします。

歳出のみの説明となります。

３ページ上段をごらんください。

款３民生費、項２児童福祉費、目６幼児園費において、子育て支援センター「スマイル」による切れ目のない子育て支援事業の展開を目指しており、新規事業として計画をしている

ベビーマッサージやママヨガ、親子リトミックの実施、ふれあい広場事業の充実、専用電話の開設に伴い、節８報償費で講師謝金として２万円、節11需用費で事務用品等の消耗品費29万5,000円、食糧費２万3,000円、印刷製本費５万2,000円を合わせて37万円、節12役務費で電話料金等の６万7,000円、節13委託料で事業委託費11万9,000円、節14使用料及び賃借料で遠足バスの借り上げ料５万1,000円、節18備品購入費で乳児用テーブルやベビーベッドの購入費24万8,000円の合計87万5,000円の増額を行うものであります。

３ページ中段をごらんください。

款６農林水産業費、項１農地費、目４農地費において、農業水利施設である曽我川の小柳井堰で不具合が生じ、５月23日に現場確認を行ったところ、ゴム堰からの空気漏れが発見され、農繁期に鑑み緊急に修理を行う必要が生じており、三宅町事業補助金交付要綱に基づき修理費用の一部を地元へ補助するため、節19負担金補助及び交付金で50万円の増額を行うものであります。

３ページの下段をごらんください。

款14予備費、項１予備費、目１予備費においては、これらの補正予算に係る財源調整のため137万5,000円の増額を行うものであります。

このことにより、今回の補正額は歳出において既定の予算の範囲で行っており、予算総額そのものの変動はございません。

続きまして、議案第31号　平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計第１回補正予算について説明いたします。

まずは、今回の補正予算の概要を説明いたします。

後期高齢者医療広域連合で使用している電算処理システムにおいて、制度発足当初からの賦課誤りが判明しました。賦課誤りの内容は、保険料の均等割額の軽減判定を行う際に、家族専従給与支払いのある青色申告個人事業者の繰り越し損失について、保険料判定に用いる損失額と住民税法上算定される損失額を本来別々に管理すべきものを同一扱いしていたため、保険料の過少賦課または過大賦課が生じているものです。

本町において平成20年度以降について調査を行った結果、過大賦課となっている該当者３名を確認いたしましたので、還付保険料、還付加算金の増額を行うものでございます。

歳出から説明をいたします。

６ページをごらんください。

款４諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１保険料還付金において、保険料の返還を

行うため、節23償還金利子及び割引料で８万7,000円を増額し、同じく目２還付加算金、節23償還金利子及び割引料で１万9,000円の増額を行うものであります。

歳入の説明をいたします。

５ページをごらんください。

款６諸収入、項２償還金及び償還加算金、目１保険料還付金において、さきの歳出で説明いたしました還付金及び還付加算金についての全額を奈良県後期高齢者広域連合会から支払いを受けることから、節１保険金還付金で８万7,000円を増額し、同じく目２還付加算金、節１還付加算金で１万9,000円の増額を行うものであります。

このことにより、今回の補正額は、歳入歳出予算をそれぞれ10万6,000円増額し、予算総額を１億1,043万5,000円と定める補正予算の提出を行うものであります。

次に、議案第32号　三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、１点目として、地方税法の改正に伴い、市町村民税に関する用語の意義のうち「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」と「控除対象配偶者」に変更する規定の整備について、施行日を平成31年１月１日として行うこと、２点目として、一定の能力を有する民間団体等で知事が指定する緑地管理機構が設置、管理する市民公開緑地の用に供する土地に係る課税標準の特別措置の創設に当たり、固定資産税の課税標準を最初の３年間について市町村条例でわがまち特例の割合を定めるための規定の整備を行うこと、３点目として、税条例附則第16条の改正に伴う軽自動車税の課税区分を種別割の税率とし、条文中の各号に符号を付する等の規定の整備について、施行日を平成31年10月１日として行うこと、以上の３点について条例の一部を改正するため、提出を行うものであります。

議案第33号　三宅町企業立地のための事業協力促進条例の制定については、その背景として、町内への企業誘致には企業の立地意欲と立地用地の土地等所有者の土地提供協力が必要不可欠となるものでありますが、企業を対象とした奨励措置は、工業施設向けを平成25年７月に条例制定し、平成29年４月に交付額の増加及び新規奨励措置の追加といった内容拡充を図っており、また、商業、福祉、医療施設向けを平成28年４月に条例制定しております。しかし、企業誘致に必要不可欠である事業用地の提供者となる土地等所有者に対する奨励措置は未整備の状況でありました。

今回、企業へ土地等の売却、貸し付けを行った土地等所有者に対する奨励措置を整備し、提供の意欲を高めることで、土地売買や活用を促進し、もって町内への企業立地をより推進するため、用途、土地面積等対象となる一定の要件を満たす場合において、奨励金として売

却時の譲渡所得に係る税のうち町民税相当額となる３％を交付すること、また、貸し付けた土地に係る固定資産税相当額の１年度分として交付することに関し必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。

続いて、報告第２号　平成28年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、平成28年度に予算計上を行った事業のうち総合計画策定業務、戸籍住民基本台帳費、総合センター費、清掃車購入事業、都市計画策定業務、近鉄石見駅周辺整備事業の６事業について、平成29年度に繰り越しを行う事業費並びに繰り越すべき財源について、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告を行うものであります。

続きまして、報告第３号　平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、流域下水道事業建設負担金に繰り越しが発生したことに伴い、奈良県に支払うべき負担金について平成29年度への繰り越しを行うものであり、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第４号　平成28年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、奈良県中和土木事務所発注の河川改修工事の工期延長に伴い、関連する水道事業費について平成29年度への繰り入れを行うものであり、地方公営企業法第26条第３項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

○議長（植村ケイ子君）　ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第３、議案第30号　平成29年度三宅町一般会計第２回補正予算についてより日程第６、議案第33号　三宅町企業立地のための事業協力促進条例の制定についてまでの議案４件を一括議題とし、質疑を許します。

９番議員、池田年夫君。

○９番（池田年夫君）　後期高齢者医療特別会計補正予算の内容で、広域連合が使用している電算システムで当初から賦課誤りがあったということです。本町の青色申告者の専従者給与３件となっていますが、平成20年度から青色申告者の件数は年度別に幾らになっているんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君）　中田部長。

○住民福祉部長（中田　進君）　答弁をいたします前に確認をいたしたいんですが、今回補正をいたしました後期高齢者医療特別会計の補正と同様の件数ということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○住民福祉部長（中田　進君）　平成20年に１件、それから平成22年度の２件のみでございま

す。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　池田議員、それでいいですか。

○９番（池田年夫君）　はい。

○議長（植村ケイ子君）　質疑は終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第３、議案第30号　平成29年度三宅町一般会計第２回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第４、議案第31号　平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計第１回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第５、議案第32号　三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第６、議案第33号　三宅町企業立地のための事業協力促進条例の制定についてを採決

します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第７、報告第２号　平成28年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてより日程第９、報告第４号　平成28年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの３件は、地方自治法施行令第146条第２項の規定及び地方公営企業法第26条第３項の規定により町長の説明がありましたので、これを報告といたします。

---

◎同意第１２号の上程、説明、質疑、採決

○議長（植村ケイ子君）　お諮りします。

日程第10、同意第12号　三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君）　同意第12号の三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員１名の任期が６月30日をもって満了となることから、地方税法第423条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所　磯城郡三宅町大字屏風373番地。

氏名　藤田良信。

生年月日　昭和24年４月14日生まれ。

再任であります。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君）　ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君）　質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君）　本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君）　起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

---

◎諮問第１号の上程、説明、意見、採決

○議長（植村ケイ子君）　日程第11、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君）　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、平成29年９月30日付で委員１名の任期が満了となることから、後任の委員の推薦につき議会の意見を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所　奈良県磯城郡三宅町大字小柳409番地の２。

氏名　乾正史。

生年月日　昭和28年７月24日生まれ。

引き続きの推薦であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君）　ただいま町長の説明が終わりました。ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君）　意見なしと認めます。

人権擁護委員法第６条第３項の規定により、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君）　起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

---

◎一般質問

日程第12、一般質問についてを議題とします。

一般質問を行います。今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇　川　口　靖　夫　君

○議長（植村ケイ子君）　８番議員、川口靖夫君の一般質問を許します。

○８番（川口靖夫君）　議長の了解のもとに一般質問させていただきます。

まず、３点ございます。

初めの１点目、つながり総合センターについてであります。

平成27年12月10日に耐震診断の結果と閉鎖の報告が理事者側よりあり、以後約１年半が経過しています。当センターをこのまま放置しておくことで、不法侵入による火災や今後の地震による倒壊で周辺への影響を懸念いたします。

撤去のための設計費594万円、きょうの報告によれば明許費581万5,000円が計上されているにもかかわらず、総合センターの今後は複合施設協議会で決められるとのことでありますが、耐震補強により、まだ当センターの使用が可能であるんでございましょうか。複合施設協議会にかかわらず、一刻も早く撤去を進めるべきと考えます。ご所見をお伺いいたします。

次、医院、診療所の誘致について。

昨年末に山田医院が廃業され、三宅町内には医療機関がなくなりました。高齢者にとっては、身近で気軽に通える医院、診療所があってほしい、身体に異状を感じたときなどは心強いとの思いがあります。若い間は車や自転車で町外へ行けたが、今後ますますの高齢社会を思うとき、不安を禁じ得ません。町行政挙げて医院、診療所の誘致に取り組んでほしいと思うのでありますが、町長の思いをお聞かせください。

３点目、恋人の聖地について。

平成26年４月１日に三宅町全域が三宅が原として認定を受け、場所も２カ所設置されました。地域の新たな魅力づくりを通じて地域活性化・少子化対策、それとともに観光誘致の一環と受けとめております。認定後まだ３年でございますが、その間いろいろなイベントが開催されました。今後はどのように展開されていかれるのか、お聞かせください。

以上、終わります。

○議長（植村ケイ子君）　森田町長。

○町長（森田浩司君）　８番、川口議員の質問に回答いたします。

つながり総合センターを一刻も早く撤去を進めるべきとの議員のご質問でありますが、平成29年３月に策定いたしました三宅町公共施設等総合管理計画において、中央公民館及び上但馬団地解放会館とともに統廃合を視野に他施設との複合化を検討すると位置づけておりま

す。

また、学童保育施設と児童館について、耐震補強により同センターそのものを改修し再開することについては、さきの三宅町学童保育並びに児童館新築計画協議会において意見を聴取し、庁内で審議した結果、費用面や実際の運用面において適切でないと判断し、平成29年度から５カ年の計画をもって整備を進めるべく基本構想の策定に着手するところであります。

関係予算の計上においては、撤去に係る解体工事費を算定するための設計業務委託料について、議員ご指摘のように平成28年度予算に計上され、今議会において一般会計の繰越計算書にてご報告させていただいており、平成29年度に繰り越しを行い、予算執行を行う予定でございますが、解体工事を行った場合の財源の確保に向けては、施設の統廃合に伴う公共施設最適化債の活用や三宅町過疎地域自立促進計画の策定による過疎債の活用を視野に進めていかなければ財政支出が困難なものでございまして、この予算措置を行っていくための積算根拠とするため設計委託料を計上しているところであります。

今後、複合施設整備基本構想の中で新たな複合施設の建設や機能の統廃合などの全体的な検討を進めてまいるわけですが、つながり総合センターが有していた学童保育、児童館、社会教育施設などの機能、そして災害時の一時避難場所、選挙時の投票所や地域コミュニティー施設のあり方をどうしていくかなど、その地域として最終的には三宅町として決定していかなければならない課題があることは事実であります。

建物の管理上の問題をご指摘いただいておりますが、既に柵等により立ち入りができないよう安全上の対策は行っており、不法侵入など防犯上の懸念や雑草、樹木の繁茂などへの対応は、定期的な巡回を行うとともに除草や伐採を実施し、適正な管理に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、医院、診療所の誘致についてのご質問ですが、平成28年12月をもって山田医院が廃業されたことで三宅町には医療機関がない状況となりましたが、川西町、田原本町の医師会並びに国保中央病院と連携し、全ての保健事業に対応しております。しかし、議員ご指摘のとおり、住民の方々の通院等を考えると医療機関の誘致については喫緊の重要課題と捉えております。

町といたしましては、平成28年４月に三宅町商業施設等立地促進条例を制定し、町内における商業施設等立地の支援に関し必要な事項を定め、優良な商業施設等の立地及び町民の雇用機会の拡大を図り、もって地域の発展及び町民生活の利便性の向上に寄与することを目的として、卸売業、小売業、飲食サービス業、医療、福祉を対象事業者として奨励措置を講じ、

誘致活動を行っております。

今後も医療機関を早期に誘致できるよう取り組んでまいります。

続きまして、恋人の聖地についてのご質問にお答えいたします。

恋人の聖地事業は、全国の観光地域の中からプロポーズにふさわしいロマンチックなスポットを選定し、少子化対策への貢献及び地域の新たな魅力づくりと情報発信により、地域間の連携を進める目的で実施されている事業であります。

三宅町では、平成８年、万葉学者犬養孝氏の揮毫により伴堂のポケットパークに万葉歌碑が建立され、そこにあざさの花について書かれています。万葉集の4,500余首ある中、唯一奈良盆地の真ん中で詠まれた一首であり、この「三宅の原」に咲くあざさの花の歌だけです。この歌は特異な輝きを放つ万葉歌であり、内容は恋の歌でもあり、家族愛の歌でもあります。

そこで、三宅町の観光資源の一つとして、この特異な輝きを放つ万葉歌とここで詠まれている準絶滅危惧種の万葉の愛の花あざさを町民が守り育て、町の花として誇りを持った取り組みを行うべく、プロポーズにふさわしいロマンチックなスポットとして恋人の聖地の選定を受け、事業展開を図ることとしたものでございます。

議員ご存じのとおり、平成27年４月、第１回恋人の聖地観光交流大賞・ＪＴＢ賞を受賞し、時期を同じくして翌年の２月には「陽の風景・石彫」と「音の風景・ベルモニュメント」の設置完成式典を行い、ことしで３年目を迎えることとなります。

本町の観光施策として、太子道を中心とした観光拠点資源として進めていく中で事業効果があらわれるものであり、また、恋人の聖地広告費に対する負担についても、全国配布である広告物に掲載される費用としては知名度向上面を含めると安価であり、広告費用として費用対効果の点から考えても効果は大きいものと期待されていました。

ただ、本事業の趣旨や内容をご存じでない方も多いことも事実であり、この事業のあり方そのものに疑義を唱える方もあるように聞いており、町として、本事業に対しての啓発、説明不足であることも痛感しているところであります。

そこで、今後どのように進めていくのか、太子道や三宅古墳群を中心とした総合的な観光資源と位置づけた三宅町の観光戦略として取りまとめ、タウンミーティング等の実施により住民の皆様のご意見を頂戴しながら早急に検討し、展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　川口議員、再質問。

○８番（川口靖夫君）　まず、つながり総合センターについてでございますが、当初、診断の

結果、報告があって以来約１年半経過しております。その報告の中によれば0.03、別棟については0.02と私は報告を受けておりまして、その後私、そういう専門家の人たちにはいろいろ会うて話をしたのによれば、0.03、これはいつ倒れてもおかしくないなと、こういう説明でございました。１年半たっていまだに撤去のための設計費、これを計上されておりますということは、もう考え方としては撤去に向いていると私は判断しているわけです。ですから早いこと、町長の説明にありました29年度に繰り越しを行い予算執行を行う予定でありますと、これはそういうふうにやっていただきたい。もうこれ以上悠長するということは、もし倒れたら、近隣の人たちの影響を考えるとちょっと危ないんじゃないかなと、私はそう思いますので、スピーディーに、やっぱり結果はそのまま置いておいたら影響が多いんじゃないかと、これを私は心配しますので、スピーディーにやっていただきたいと、このように思います。

２番目の医療の件は、これで十分理解を私はできました。これからも、１件にかかわらず２件も３件も大いに勧誘していただいてやっていただきたいと、このように思います。

３番目の件でございますが、本事業の趣旨や内容をご存じでない方が多いことも事実であり、この事業のあり方そのものに疑義を唱える方もあるように聞いておりますと。これは、後で書いてありますように、本事業に対しての啓発、説明不足であると、そのとおりやと私思います。恋人の聖地の成り立ちからどのようにやっているか、もう少し住民に広くＰＲしていただいたらこういう疑問は湧かないと思うんです。説明不足なもんやから、知らないから私の耳にはいろんな批判もあるということは事実でございますから、今後もＰＲに努めていただいたらなと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（植村ケイ子君）　川口議員、恋人の聖地については早急にという町長の回答でご理解いただいていますね。診療所の誘致についてもご理解いただいていて、つながり総合センターについては早急にどうするかということの質問ですか。

○８番（川口靖夫君）　スピーディーにやっていただきたい。

もちろん、ここにあるようによそも大変でしょうけれども、やはり今にも倒れるというふうに私の耳に入っておりますんで、ほっておいたらどないなるかわからんということが心配なんで、スピードをもって業務をやっていただきたいと思うわけでございます。

○議長（植村ケイ子君）　それに対して町長どう。

総務部長。

○総務部長（岡橋正識君）　今、川口議員からご意見賜りましたように、ご意見を尊重しながら早急な対応をしてまいりたいと考えております。

○８番（川口靖夫君）　よろしくお願いします。

○議長（植村ケイ子君）　それでいいですね、川口議員。

○８番（川口靖夫君）　はい、もう結構です。

○議長（植村ケイ子君）　川口靖夫君の一般質問を終わります。

---

◇　瀬　角　清　司　君

○議長（植村ケイ子君）　続きまして、１番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

瀬角清司君。

○１番（瀬角清司君）　ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

ことしも初夏を迎え、はや半年が過ぎようとしております。ぴかぴかのランドセルを背負い集団登校する新１年生も少しずつ板についてきたように思えてきます。

しかしながら、全国では昨今、児童の通学路での痛ましい事故、事件が後を絶ちません。三宅町内では地域の住民の方や保護者の皆様での見守り活動で大事に至ってはいないように思いますが、改めて通学路の安全性を見直し、考える必要性があるのではないでしょうか。

町内では、時間帯により車の交通量が激しくふえ、非常に道幅が狭くなる危険箇所が多々あります。また最近、小学生低学年が通学路の段差や溝などにつまずき、けがをされたと、私の知る限りでも２件の報告を受けております。

通学路などの物質的な安全性も含め、行政、警察、住民、町全体が一丸となり、改めて検討し取り組んでいく課題だと考えておりますが、教育長はどのように考えておられますか、お聞かせください。

○議長（植村ケイ子君）　澤井教育長。

○教育長（澤井俊一君）　１番、瀬角議員の質問に回答いたします。

通学路の安全対策につきましては、瀬角議員も既にご承知のとおり、毎年４月ごろに三宅小学校通学路に係る連絡調整会議を開催し、警察、道路管理者、教育委員会、小学校、ＰＴＡが合同で通学路の点検を実施し、要対策箇所の検討を行った上、これまでにカラー舗装の設置や水路の暗渠化、路面標示の補修等について道路管理者等により順次対策を実施されてきたところであります。

一方、学校では、交通安全対策として、子供が交通場面で安全に行動できるようにさまざまな認知機能の発達を促し、交通ルールを守る意欲を高め、安全に登下校するために技術を身につけられるよう、交通安全教室や交通安全指導が行われております。一例としましては、自転車実技や歩行訓練、自転車通学生指導等の具体性を持った交通安全教育が実施されております。さらに、ＰＴＡやボランティアによる登下校時の安全見守り活動を通じて保護者の交通安全に対する理解と関心を高めるよう努められております。

通学路の安全対策につきましては、瀬角議員の指摘にございますように、今後とも引き続き関係機関が連携強化を図りながら、町全体としての取り組みとして児童の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　再質問ありますか。

瀬角議員。

○１番（瀬角清司君）　事件、事故などはいつ何どきどこにあってもおかしくはありません。児童の安全確保に僕はやり過ぎということはないと思うんです。ですから、関係各位の皆様には大変ご苦労なんですが、ますますのご苦労、努力を努めていただけたらと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（植村ケイ子君）　ということは、ご理解いただけたということですね。

○１番（瀬角清司君）　はい。

○議長（植村ケイ子君）　瀬角清司君の一般質問を終わります。

---

◇　森　内　哲　也　君

○議長（植村ケイ子君）　続きまして、３番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

森内哲也君。

○３番（森内哲也君）　ただいま議長からお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

３つに分けて質問するんですが、それぞれ微妙に関連もあるかなと思うので回答は一括でも構いません。よろしくお願いします。

まず、過疎認定についてです。

国のほうから三宅町が過疎地認定された、新聞記事にも載っていたかと思います。人口の減少率と財政力指数がその要件に当てはまったためだと理解しています。今後、人口減少率

の改善策及び財政力指数の改善策を尋ねます。財政基盤が弱いので助成の枠が広がるというようなことが多分あるのかなと思いますが、ますます助成、補助金に頼る体質になっていく、そういう悪循環を懸念しての質問です。

２点目、事業評価についてです。

従来もそれなりに人口減少対策、財政の改善策をされていたと思います。従来の事業について効果があったのか、あるいはいまいちなかったのか検証して、次に生かすことが必要だと考えています。

三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業検証シートというのを発表されたと思いますが、そこの中にＫＰＩ、重要業績評価指数というのを設定されておりまして、検証されていたと思います。また、今後もまち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる地方創生事業以外の事業にも事業の検証はされると思いますが、今までの事業やこれからの事業のＫＧＩ、重要目的達成指数の具体的な設定はされるのでしょうか。

いろんな事業をとりあえず補助金の範囲でできることをやったというふうに感じなくもないので、ゴール、目標、何のためのやっているのか、そういう意識の共用、共有がされているか、ちょっと不安に感じているところでもあります。

３つ目になります。

コツコツ地道な事業についてということで、地元に人と仕事を取り戻す田園回帰１％戦略というのが、本だとか講演だとか聞きに行ったら情報として入ってきます。島根県中山間地域研究センター、そこから出されているようです。

この戦略を要約しますと、人口及び地域外に流出するお金を１％ずつ、ちょっとずつでいいので取り戻して地域循環型の社会を目指す、そういう戦略かなと理解しています。現在、企業誘致も頑張っていただいています。企業誘致に成功したら何とか特産品の開発もしてくださっています。そういうヒットで危機脱出というわかりやすい、派手なものではないですが、地域、三宅町の弱点を認識して、目標の数値を設定し、こつこつと地道にやる、そういう戦略だと思っていますので、わかりやすいというか、戦略、企業誘致、特産品開発もされていますけれども、地道にこつこつやる、あるいはやっている事業で人口減少の改善策あるいは財政力指数の改善につながるものはどのようなものが現在あるのか、あるいは今後考えていくのか、所見を伺えたらと思います。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　町長。

○町長（森田浩司君）　３番、森内議員の質問に回答いたします。

森内議員のご質問うち１点目の過疎地域認定についてと３点目のコツコツ地味な事業については、関連する内容がございますので、あわせての回答とさせていただきます。

１点目のご質問のうち人口減少率の改善策についてでありますが、平成28年３月に策定いたしました三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる各施策の実行により人口減少の抑制を図っていくため、本年度予算には地方創生推進交付金事業の２年目となるみやけ育児・育自・育地子育てプロジェクト事業や屯倉ブランドと食の連携によるしごと創出事業の実施をするとともに、町単独事業では、雇用創出施策として、特産品等のＰＲによる地場産業競争力の強化や農業者の就労支援を、移住促進施策ではタウンプロモーションによるＰＲ戦略や文化やスポーツ等による観光の推進、ＵＩターン促進事業による移住や定住の促進を、若者への支援施策では、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援を行うための施策の充実や男女共同参画社会の推進を、地域連携施策では、地域と地域をつなぐ暮らしやすい町づくりのための地域公共交通事業と安心・安全の町づくり事業の推進、町の個性を守り、生かす地域づくりのためのふるさと創生事業やスポーツと文化振興への取り組み等を、直接的または間接的に人口減少の歯どめとなるよう着実に事業を展開しているものでございます。

次に、財政力指数の改善についてのご質問についてでありますが、直接的には税収等の自主財源の確保に向けた取り組みが必要なことは言うまでもございません。地方版総合戦略における分析のとおり生産年齢人口の減少、所得の減少による住民税収入の減少が続く中、本町においては自治体の基幹税目である固定資産税による税収確保に取り組まなければならない課題であるということは必然性があるものと考えており、現在、奈良県との連携により進めている工業ゾーン創出プロジェクトによる経済の活性化や雇用の場の確保を図ることも目標とし、商工業施設の誘致等により将来的な自主財源の確保を積極的に推進してまいりたいと考えております。

続いて、ますます助成金、補助金に頼る体質になっていくとのご指摘をいただいている部分ですが、補助事業においては、財源を依存するというものではなく、町として実施したい事業において有利な補助金を活用し、時には数種の補助金や起債を組み合わせて実施する財政運営であり、補助金を得るために事業を行うという概念はございません。

また、過疎指定に伴う三宅町過疎地域自立促進計画については現在取りまとめを行っており、９月議会に上程を予定しているところでありますが、本計画においても、地域の現状と課題を踏まえた自立促進方針を策定し、引き続き歳出予算の節減を図るとともに、財政力の

改善に向けた自主財源の確保を推進し、人口減少に伴う対策や地域社会における将来性の確保に向けた施策を展開していきたいと考えております。

なお、本計画に基づく過疎債の活用においても、国の特例措置を受けられるとはいえ、将来の償還財源のため後年度負担を最小限にとどめ、将来を見据えたインフラ整備を行うなど、計画期間内に実施すべき事業に絞って効果的な活用を行うよう財政運営をすべきと考えております。

変わって、３点目のご質問で議員が引用されております地元に人と仕事を取り戻す田園回帰１％戦略につきましては、最近、都市部に住む若者を中心に、農村への関心を高め、新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う田園回帰の動きにより、農村への定住志向が見られるようになったことが政策的に注目され、中山間部での戦略として関心が広まっているものと理解しております。この考え方は農村漁村地域における過疎対策として調査研究も進められているところでありますが、そういった地域への移住やＵターンにおいて、都市部の一定の割合の住民がその価値を見出す中、地域と移住者をつなぐ役目や地域コミュニティーとの関係づくり、就業や住まいづくり等の必要条件を整備することについてなど、当該地域に応じた課題はあるものと思われますが、人口の社会増や町内経済への効果において本町としても注目すべきところは多くあると捉えております。

本町においては、都市部近郊の平野部に位置し、交通網においても従前より鉄道は整備されており、道路においても国道24号、三宅インターチェンジが供用され、大和中央道が事業中である等の諸条件を鑑みたとき、農村部への回帰を求める人々の中に便利さを求めている人にとって三宅町はさらに魅力的になってくるのかもしれません。

このことを踏まえ、本町としては、今後、定住戦略について多面的に捉え、少しでも人口減少率の縮小につながるよう、全国の成功例も広く参考にしながらしっかりと定住・人口減少抑制施策を実施してまいりたいと考えております。

続いて、事業評価についてですが、事業評価については、地方自治体の財政危機下の経営手法として、その成果や効率性を行政みずからが評価し、さらに公表することにより、行政の透明性の向上とアカウンタビリティーを果たすものであると認識しております。

また、町の地方創生総合戦略においては、施策の基本目標を政策パッケージごとに数値目標として定量的な指標であるＫＰＩを設定し、達成度合いをＰＤＣＡにより客観的に検証できるように定めており、行政が予算獲得のため、計画とその執行に重きを置き、結果に対する評価や改善には消極的であった時代に比べれば、ただ事業を実施するだけではなく、きち

んとした効果検証を行う手法が少しずつできてきたものと思います。

議員ご質問の重要目標達成指標であるＫＧＩについては、事業評価も導入していない中、具体的に設定はしておりませんが、分野別のＫＰＩと政策目標に距離が出ないよう、両者をつなぐ指標としてＫＧＩは重要であると認識しており、また事業評価についても、いろいろな経営手法を取り入れることにより、結果重視の視点に加え、行政の効率化、活性化を図り、さらに費用対効果も明確にすることで、コストと効果の両面から評価するものとして必要であると考えます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　再質問。

○３番（森内哲也君）　自席から再質問させていただきます。

ちょっと私の質問も難しく書いてしまって、回答も難しい感じになってしまったんです。ちょっと確認させていただきながら質問させていただきます。

まず、過疎認定について、有利な補助金を使いますよというようなことで説明を受けました。私が危惧していたのは、国あるいは県もそうですけれども、からの依存体質に拍車がかからないのかなという、補助金という話で思ったので、今回答いただいた中にはそういったものではないというような感じで書かれていたんですが、その辺もう少しはっきりとお答えいただけたらなと思います。

○議長（植村ケイ子君）　総務部長。

○総務部長（岡橋正識君）　森内議員からの補助金の依存体質というところなんですけれども、以前に過疎認定のときにご説明申し上げたとおり、過疎債のメリットといたしまして国の補助のかさ上げということで、例えば「小学校の校舎等であれば２分の１の補助金であったものが10分の5.5になります」ですとか、保育所の改修工事につきましても同じく２分の１が10分の5.5に引き上がるというところなんですけれども、いずれもそれは補助金に依存するといいますか、例えば過疎認定に応じましてこういった事業を行った場合に有利な条件といいますか、上乗せ条件が来るというものでございまして、補助金に依存してこういう行政運営を進めるということはないという考えでおります。今、町長の説明がありましたように、同じく過疎債、借り入れになりますけれども、借り入れにつきましても後年度負担を十分に考慮しながら、今、計画の３年間でやるべき事業というものをただいま進めております過疎計画の中できっちりと精査いたしまして、９月議会で県議会にかけさせていただくということで進んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君）　森内哲也君。

○３番（森内哲也君）　ありがとうございます。

そうしましたら次です。地元に人と仕事を取り戻す田園回帰１％戦略、ちょっと私、触れたんです。この戦略でそれぞれの町によって違うので、全部が全部丸のみできたりとか真似したりはできないと思うんですが、いいなと思っているのが、まず地元はどんなふうに人口が減っていって、あるいはお金がどんなふうに外へ流れていって、それをふさがないといけない、そういう現状分析をしましょうというところから始まっている戦略なんで、そういったことを三宅町でもやっぱりどこに弱点があるのかなというのを分析しないといけないのかなという、そこが一番ポイントかなと思っているので、そのあたり何か分析、こんなふうかなとかという現状、そういったところがわかっているんであれば教えていただけたらなと思います。

○議長（植村ケイ子君）　どうですか。

町長。

○町長（森田浩司君）　森内議員のご質問ですけれども、町としましてもリーサスなどを活用しながらしっかりと分析をしていきたいと思います。

現状につきましては、やはり収入のほうは外部から三宅町に多く入ってきているという現状で、消費についても町外の消費が多いという現状というふうに今のところは捉えているところです。

○議長（植村ケイ子君）　森内哲也君。

○３番（森内哲也君）　ありがとうございます。わりかし１％戦略というのは細かく、例えば本とか見ていると、パンの消費は外でやっているんやったらパン屋さんを町内につくったらどうかみたいなことなんで、細かく分析しているんで、その辺もまた何かできるのであれば検討いただけたらと思います。

リーサスというのは町内の仕事のお金とか見る、そういったものを活用していただいているということなので、そういった情報を我々議員も共有させていただけたらなと思います。

最後になるかと思います。あと、ちょっと横文字、ＫＰＩだとかＫＧＩということで、何じゃそれみたいなことかもわかりませんが、危惧しているのは、例えば三宅町のＰＲ事業とかいうのも回答で触れていただいていたかなと思うんですが、これは地方創生のことなので、三宅町ＫＰＩ、これは目標の指数なんですが、これに例えばアクセス数という設定がしてあります、ＰＲするために。要するに何人見たかですよね。何のために何を見てもらうか、こ

こにも書いていますが、移住、三宅町に住んでもらいたい、そこが目標、あるいは来てもらってどこかでお金を落とすとか、そういう話にもあるかと思うんですが、知ってもらった先をゴールに共有して皆さん持っていただいていかないと、ただすごいアクセスあったからよかったねという話にはならないんで、その辺が当然理事者側、職員さんもそうですし、我々議員もそうですし、町民さんにもそういったところを共有していない、もう総力戦で三宅町を盛り上げていくしかないと思っています。そういったところ行政内でもここを目指そうとするための事業ですよということをやっぱりしっかりと共通認識、まずは持っていただかないといけないと思っていますので、そのあたりのところがちょっとどうなのかなというのでご質問させていただいたところです。

何のためにこれをやるんだ、このためにこれをやるんですよというところで、ゴール、こんなに難しい言葉を使わなくても、人口減少をとめようねとか若者の子育て世代を応援しようねとかそういったことでもいいので、共有できるような場なりをつくっていただけるとか、つくっているでとかあれば教えていただきたいんです。

○議長（植村ケイ子君）　共通認識という、職員さんでそれを持っているかどうかと、こういうことやね。そういう課があるんかどうかと、こういうことですね。

○３番（森内哲也君）　そうですね。

○議長（植村ケイ子君）　それに対して、町長。

○町長（森田浩司君）　各事業においてそれはあると考えております。タウンプロモーションを行うことにより、まず企業誘致でありましたら今大阪で行っている企業セミナーなどに職員さんが出ていっていただき、三宅町をまず知ってもらうことによって、これを何年間か今継続している中で企業の問い合わせ数が上がってきているという実績も出ております。また、子育て施策などについては、地場産業についても東京で「町イチ！村イチ！」を行うことによってふるさと納税で知ってもらったグローブであるとかが好調になってきているとかいう、それぞれにおいての三宅町を知ってもらう、魅力を知ってもらうことよって、実績というのは出てきているところもあります。

子育てや人口減少の問題については、やはり全国的にも人口が減っている中ですので、計画を立てている目標に向けてどういうふうに結果を出していくかというのはしっかりと検証を行いながら、事業を行っていきたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君）　森内君。

○３番（森内哲也君）　いろいろと過疎認定もされたことですし、あと行政、我々議員もそう

ですし、住民さんを全部巻き込んでみたいなことしかないのかなと思っていて、やはりそれのための情報共有とか情報を提供いただいて、我々も住民さんに情報を提供しないといけないという責任もあると思うので、行政のほうからも我々こんなんやってるよ、あんなんやってるよ、こんな結果が出てるよ、あれはいまいちやねんみたいなことを密な関係になれればなと思っています。これから、議会のほうも住民さんにいろいろと情報を提供したりして巻き込んでいかないといけない責任も担っていると思いますので、ぜひその辺よろしくお願いできたらと思っています。

○議長（植村ケイ子君）　そしたら、森内君はもう質問には回答要りませんね。それで理解していただきましたか。

○３番（森内哲也君）　そうですね。質問ではありませんでした。

○議長（植村ケイ子君）　わかりました。ありがとうございます。

森内哲也君の一般質問を終わります。

---

◇　辰　巳　光　則　君

○議長（植村ケイ子君）　続きまして、４番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

辰巳君。

○４番（辰巳光則君）　議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきたいと思います。

まず、１つ目、但馬駅周辺の街灯について。

昨今、児童や学生が被害に遭うさまざまな事件などをよく見聞きします。どこの自治体も地域防犯には地域の関係団体と連携をとり防犯に努めていると思いますが、近鉄但馬駅付近、特に健民グラウンドに続く数本の道路が夜になると暗過ぎて怖いという意見をよく聞きます。今後、街灯などをふやすなどの計画はお持ちでしょうか、お聞かせください。

２つ目、地場産業への町の関わりについて。

これといった観光資源がない三宅町、同町に限らず近隣市町村でも苦戦していますが、同町で３年前から始められたいわゆるふるさと納税で、昨年から新たにグローブ、スパイクの地場産業を取り入れたところ、初年度の350万円から1,700万円に寄附金が大幅に増加したことなどから、改めてグローブ、スパイクの野球用品の持つ潜在能力の高さに気づかされたと思います。

ここ数年、町が後押しやスポーツ組合と連携して何か事業やイベントをしたという実績は

ないと思いますが、近い将来に迫るグローブ100周年に向けて、町としてはどのような計画を立て地場産業を盛り上げていこうとお思いでしょうか、お聞かせください。

○議長（植村ケイ子君）　森田町長。

○町長（森田浩司君）　４番、辰巳議員の質問に回答します。

まず、１点目、但馬駅周辺の街灯についてのご質問ですが、現在、近鉄但馬駅から健民グラウンドに向かう道路上に16カ所の街灯があり、うち１カ所は器具の老朽化に伴いＬＥＤ化を行っておりますが、残り15カ所は青色蛍光灯が設置されております。新たな街路灯設置及びＬＥＤ化に関しては、稲の照度障害の可能性がありますので、箇所数については現状維持が望ましいと考えております。

今後の方針といたしましては、国や県の補助金を活用し、自治会等と連携し、街路灯のＬＥＤ化を図り、住民が安心して通行できるまちを目指していきたいと考えております。

２点目の地場産業への町に関わりについてですが、平成27年度から始まったふるさと納税記念品に地場産業製品として１社が参加され、昨年はグローブ製品として３社、スパイク製品として１社が参加されたことにより、ふるさと納税の増額につながりました。町といたしましても、グローブ、スパイク等スポーツ用品製造を地場産業として位置づけ、広く紹介をしてまいりました。

地場産業であるグローブの製造は、1921年、大正10年ごろから始められ、1970年、昭和45年ごろの最盛期には三宅町を中心に桜井市、河合町が主産地となって全国生産量の90％を占めるようになり、2021年にはグローブの製造が開始され100周年を迎えます。

町といたしましても、グローブ、スパイク等用品製造は三宅町が誇れる地場産業として、関係団体と協力して伝統と技術を今後も広く周知していきます。平成29年度の事業としては、12月に東京で行われます「2017町イチ！村イチ！」に参加し、商工会と協力して地場産業の周知を計画しています。

グローブ100周年に当たる平成33年度、2021年に向けて、本年度より事業を計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　再質問。

辰巳光則君。

○４番（辰巳光則君）　まず、街灯の件なんですけれども、回答をいただいている中で、稲の照度障害の可能性がありますので箇所数については現状維持、ふやす計画はないと。その中

でＬＥＤ化を図り明るく、だから今ある箇所を徐々にＬＥＤ化していくというような回答と思ってよろしいんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君）　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君）　ただいまの質問に回答します。

稲の照度障害、要するに光害といいますけれども、それにつきましては特殊な器具を使わなきゃなりませんので、地元農家の団体等とよく協議をして行っていきたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君）　辰巳さん。

○４番（辰巳光則君）　もちろんそういう光害があるというのはよくわかります。ただ、やっぱり東屏風とか石見のほうから生駒方面、王寺方面に通っているお子さんたちがいる場合に、暗過ぎて１人では通学させられないと、ですからおのずと送り迎えが必要になってくるんで、仕事の時間が制約されて非常に困るということをよく聞きます。今言われた照度障害で稲の発育に問題があって農家さんと交渉せなあかんとか新しい特殊な機械が要るということなんですが、近隣の町内とかで非常に明るい田園とかもよくあります。ですから、僕らが普通に車で通っていてもああここはめちゃくちゃ明るいなというのがわかるんですから、どういう形で施工されているかというのも、成功例をよその町に聞いてもらって、こういうやつやったら多少はお金がかかるけれども、一番はやっぱり住民さんの安心・安全な暮らしこそが最優先やと思いますので、初期費用で多少お金がかかっても、それと今、但馬駅から役場へ来るのに５カ所の道があるんですけれども、その５本全てをこうこうと明るくせよということではなくて、１本主要な道で、この道を通ってもらったら安心に通学、通勤できますので、ここだけ１本だけ明るくしてくれということなんで、その辺はもうちょっと積極的にかえていくというような答弁をいただきたいんです。

○議長（植村ケイ子君）　町長。

○町長（森田浩司君）　議員ご指摘のとおり、この箇所だけではなく、町全体の計画的なＬＥＤ化であったりとかを図っていかないといけない段階ですので、ここの場所というところではなく、町全体を計画的に明るくしていくという方向で国や県の補助金を活用して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君）　辰巳さん、どうぞ。

○４番（辰巳光則君）　そういうことやったら安心なんですが、先ほど森内議員の質問の中の回答でもあったんですが、三宅町は小さいまちでありながら但馬駅、石見駅と２つの駅があ

ります。動線が明るくなればそういうところも今まで以上に活用していってもらえますし、例えば大阪に出るのに石見とか伴堂、東屏風の方々も但馬駅を使ってもらったら便利ですよという移住促進に対するＰＲにもなると思いますんで、ぜひともこの辺は……。

もちろん、今、町長は町全体でと言われたんですが、まずは優先順位というか、今本当に真っ暗なんで、その辺を僕、質問させてもらっているんですから、そこを一番にしますという回答は要りませんけれども、そういうご指摘があるところから徐々にしていってもらえるというような形にしてもらえたらありがたいと思います。

○議長（植村ケイ子君）　町長。

○町長（森田浩司君）　街灯については町管理の部分と自治会管理の部分がありますので、そういったところで町として優先的にしていかなければならないところ、町管理の部分というところを優先的にまず、そして地元管理の部分は地元と協議しながら、何らかの方法があるのかなど模索して、自主性、自立でお互いの立場で管理の方法も協議していきたいと思っております。

○議長（植村ケイ子君）　辰巳光則君。

○４番（辰巳光則君）　自治会管理はもちろんわかりますよ。でも、自治会管理があったとして、例えばその動線上に自治会管理とかあるんであれば、早急にこういう話が出ているんであれば早急に自治会と協議していってください。

○議長（植村ケイ子君）　町長。

○町長（森田浩司君）　協議は行っていきたいと思います。

○議長（植村ケイ子君）　ほかに再質問。

○４番（辰巳光則君）　２つ目なんですけれども、回答の中で、町としてはどのような計画を立て地場産業を盛り上げていこうとお思いでしょうかという僕の質問に対して、平成29年度の事業としては、12月に東京で行われます「2017町イチ！村イチ！」に参加しとありますが、これ以外でも商工会関連で質問させてもらったときも、「町イチ！村イチ！」に行っていますというような回答は何度もいただいているんです。それは重々わかっているんですけれども、それ以外で何か長期的にこういう計画を持っていますというような回答をいただければと思います。

○議長（植村ケイ子君）　江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君）　質問に回答させていただきます。

先ほど町長申し上げましたとおり、グローブ100周年に向けては本年度より実行委員会を

するか、または構成メンバーをどんなにするかも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　辰巳議員。

○４番（辰巳光則君）　僕も上但馬出身で、ずっと地場産業の音を聞きながら育った世代であります。でも、何もスポーツ組合に対する補助金をふやしてくれとか、そういう一部団体に対しての利益をどうのこうのということではなく、町全体として地場産業を使って、もっとＰＲにもなると思いますし、昨年度、三宅のふるさと納税1,700万円という実績があって、今、奈良県のよその市なんですけれども、ふるさと納税が全国的に見て好調なんで、ことしは12品目から51品目に39品目ふやすと、ことしの納税目標を1,680万円にされているという市があるんです。三宅の何倍も大きな市でもそれぐらいの目標設定で、三宅の1,700万円というのはなかなかの金額かなと。

恋人の聖地とかいろいろ観光誘致で苦労をされていると思うんですけれど、この辺のスポーツ、野球というのをもっとうまいこと利用して、例えば先日行われた奈良クラブの三宅町民デーもすごくいい取り組みやったと思います。例えば今、プロ野球のオリックスが毎年佐藤薬品スタジアムで２軍戦を開催しています。そういうところでも例えば何かコラボできないかとか、三宅町民デーじゃないですけれども、地場産業のそういうテントを建てたりですとかＰＲ活動できないかとか、さまざまな施策というか、できる案はあると思います。

平成33年、2021年まであとまだ４年あります。ちょっとずつでも、今まで無策とは言いませんけれども、ここに向けて、いい目標がありますので、毎年毎年ちょっとずつでもスポーツ組合、あと地場産業をやっている商業者さんと協力してもらって、町全体としてＰＲしてもらって町の知名度アップにつなげていただけたらなと思います。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　これ、辰巳議員の地場産業の例以降中、そういうところに町長の回答が、これから本年度より事業を計画的に進めてまいりたいという、ここはご理解いただけましたか。

○４番（辰巳光則君）　はい。

○議長（植村ケイ子君）　ということは、後のほうは辰巳さんのちょっとだけの希望ということでいいんですね。

○４番（辰巳光則君）　具体的な部分が「町イチ！村イチ！」だけやったんで、ほかにないの

かなと思って。

○議長（植村ケイ子君）　それでいいですか。

○４番（辰巳光則君）　いいです。

○議長（植村ケイ子君）　ありがとうございます。

辰巳光則君の一般質問を終わります。

---

◇　池　田　年　夫　君

○議長（植村ケイ子君）　続きまして、９番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

池田年夫君。

○９番（池田年夫君）　議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

国民健康保険は来年度から運営が県と市町村に分かれて行われることになっております。具体的に作業が進められていると思いますが、現段階の進捗状況はどのようになっているんでしょうか、町長の所見を伺います。

今回の国保改革に際し安倍政権は、2015年度から実施している低所得者対策の1,700億円に加え、子供の被保険者が多い自治体への支援、財政安定化基金の造成、保険者努力支援制度などに向けた1,700億円の予算を投入することで、合計3,400億円の公費支援を行うとしています。本町の場合、具体的に国からの支援は幾らでどのように使われているのか、町長の所見を伺います。

国民健康保険が単位化されることによってまず問題なのは、国保税がどのようになるのか、現在よりも高くなるのか低くなるのか、見通しはどのようになっていますか。三宅町の国民健康保険税１人当たりの平均額はどのようになっていますか、町長の所見を伺います。

次に、子供の医療費、奈良県は15歳まで無料になりましたが、支払いは償還払いであります。現物給付にできないでしょうか、町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問させていただきます。

○議長（植村ケイ子君）　森田町長。

○町長（森田浩司君）　９番、池田議員の一般質問につきましては住民福祉部長より回答いたします。

○議長（植村ケイ子君）　中田部長。

○住民福祉部長（中田　進君）　ただいまの９番、池田議員の質問に回答いたします。

まず、県単位化の進捗状況につきましては、本年３月に開催されました市町村長会議にお

いて国保運営方針の骨子案が示され、今後開催される市町村長会議において意見交換を行い、11月を目途に市町村と県の総意として国保の運営方針を策定し、公表する予定となっております。

次に、財政支援ですが、2015年度からの1,700億円分については、国民健康保険税の応益分の７割、５割、２割軽減の拡大の補塡財源となっている基盤安定負担金としての国庫、県費が800万円程度増加しております。

平成29年度の増額分につきましては平成30年度国保改正に伴う財政安定化基金の造成に投入され、30年度以降については国の予算が確定しておらず、情報が不足しておりますが、基金の造成、交付金等何らかの形で国民健康保険の事業に適用するとのことであります。

また、県単位化後の保険税についてですが、30年度からは奈良県に納付金を支払うこととなります。納付金は、平成29年度の決算見込みの数字を県に報告し、県で算定されるものでありますが、６月現在では平成29年度の決算を見込める時期ではないこと、また国の納付金算定のための医療費推計数値、公費負担額が示された時点で来年度の納付金算定の試算に取りかかるため、現時点では白紙の状態であります。ただし、被保険者数の減並びに所得の減と１人当たりの医療費の増を考えますと、保険税の増額を被保険者の皆様にお願いしなければならない状況に至ることは避けられないかと考えております。

なお、平成28年度の三宅町の１世帯平均の税額は12万6,899円となっております。

次に、福祉医療の現物化につきましては、県内の医療機関との調整、審査機関との契約等を行うことについて１町が単独で行うことは、物理的にも相手方との交渉に関しても無理がありますので、県及び県内の市町村全体で取り組む必要がある問題であると考えます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君）　池田君、再質問。

○９番（池田年夫君）　今回答があったわけなんですけれども、国保の県単位化については本町の国保会計の現状がどのようになっているのかを見る必要があります。国民健康保険は、歴史的にも法的にも社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする社会保障制度であります。国民健康保険法第１条、この法律の目的でありますけれども、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と明確に規定しています。また、国民健康保険制度は、当初の主な加入者は自営業者や農業、漁業を営んでいた人たち、そして高齢者であります。最近になって自営業者や農業、漁業を営んでいた人の加入者の比率が少なくなり、高齢者が増加してきてい

ます。本町の加入者の所得階層の比率を見てみますと、平成28年度、所得が200万円以下で84.5％の世帯、78.1％の加入となっています。このように低所得者が多数を占めている現実をどのように見ておられるんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君）　中田部長、わかりますか。

○住民福祉部長（中田　進君）　自席からお答えいたします。

国民健康保険は社会保障制度の一つであることは認識しております。同時に、国民健康保険は国民皆保険制度の最後の砦であるとも考えております。他の健康保険に加入資格がある方は社会保険や共済保険に入っていただくことが前提となっております。加入資格がある方は給与等ある一定の所得水準に達しておられる方ばかりですが、国民健康保険はそうではありません。被保険者の所得が低く保険料の純増が見込めない中で健康保険制度を将来に向けて維持していくには、やはり町単独ではなくて、県、そして他の市町村との共存、支え合いという意味で県単位化は必要であると考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　池田議員。

○９番（池田年夫君）　今、低所得層が多いということについても若干説明があったんですけれども、国民健康保険税は住民税と同じように前年度の所得に基づいて計算されるために、会社を退職して年金生活となった人や事業不振に陥った自営業者など収入が激減した人が多額の保険料を請求され、保険料の滞納が生じるという事態もあります。単一化されて三宅町の国民健康保険税が１万数千円引き上げられるとも言われています。

本町の国民健康保険税の滞納分を調べてみますと、平成23年度現年度分で416万円、平成24年度は428万円、平成25年度は330万円、平成26年度は256万円、平成27年度は250万円となっています。各年度の滞納されている世帯数と人数はどのようになっているんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君）　中田部長。

○住民福祉部長（中田　進君）　人数につきましては詳細なデータがございませんので集計することができませんでしたので、世帯数だけでもよろしいでしょうか。

○９番（池田年夫君）　はい。

○住民福祉部長（中田　進君）　平成24年度につきましては99世帯、平成25年度は69世帯、平成26年度につきましては66世帯、平成27年度につきましては54世帯、平成28年度は45世帯となっております。

なお、平成23年度につきましてはデータがありませんので、ご了承いただきたいと思いま

す。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　池田議員、理解できますか。

○９番（池田年夫君）　はい。

このように、現年度だけで見ても平成24年度は94世帯、また28年度は45世帯というふうに滞納世帯も減ってきているわけでありますけれども、このような中で国民健康保険税の財政が厳しい原因については、医学技術の向上や設備の向上というふうに国庫負担が引き上げられたことによるわけであります。

国民健康保険は、1980年代には国保総会計に占める国庫負担の割合は50％を超えていたというわけであります。今では25％まで下がってきているというふうに言われているわけであります。国保税が払えない人に対して、生活実態を把握して分割納入や国保税の減免措置をとる、また相談に乗ることが自治体の仕事であります。しかし実際には、国保税を払えない人に対して保険証の取り上げ、短期保険証の発行や人権無視の取り立て、差し押さえ等が全国的に広がっているわけであります。奈良県を見てみますと、保険料を低く抑えるために法定外繰り入れを行っている自治体は13自治体にもなっています。三宅町の短期保険証の発行についてはどのようになっているんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君）　中田部長。

○住民福祉部長（中田　進君）　短期保険証の発行部分につきましては、１カ月、３カ月、６カ月の各証の種類があります。納付状況により発行区分を行っている状況でございます。また、平成29年６月１日現在の短期証の発行状況は、30世帯72人の被保険者でございます。

なお、短期保険証は保険証でありまして、決して保険証を取り上げているわけではございません。滞納している方と納付相談等の機会を持つために発行しております。納付相談をして滞納の実態を把握した上で財産等の調査を行い、徴収が行えないと判断した場合には執行停止等の措置も行っております。その上で納付をしていただけない方に対しましては、滞納の処分手続を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君）　池田議員。

○９番（池田年夫君）　このように、短期保険証も一応６月１日現在で30世帯にもなっているという状況であります。このような人たちでもすぐに医者にかかれる、そういう制度を社会保障として十分見ていく必要があるというふうに思います。

昨年度の10月には、厚生労働省から都道府県に対して単一化について事業費交付金標準保険料算定システムがおろされて、試算結果を厚労省に提出しなければならないというように予定されていたわけでありますけれども、これについてはどのようになっているんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君）　厚労省のことはわかりますか。住民福祉部長。

○住民福祉部長（中田　進君）　事業費の交付金標準保険料算定システムのことですが、本年２月に三宅町の28年度決算を見込んだ基礎ファイルを県に提出したところでございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　池田議員。

○９番（池田年夫君）　今、県のほうに提出されているわけでありますけれども、統一保険料について単一化した場合に６年後に保険料を全県統一することになっています。激変緩和措置で保険料を抑えるというふうに今まで言われていたわけでありますけれども、激変緩和の中身はどのようになっているんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君）　中田部長。

○住民福祉部長（中田　進君）　国保の平成30年度の県単位化につきましては既に決定事項でございますが、細かな運用に関する国のガイドラインの確定ができておらず、お尋ねの激変緩和の財源の額が示されていない状況でございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　池田議員。

○９番（池田年夫君）　単一化について、まだ国の財政的な措置も十分決まっていないということでありますので、次の質問に移ります。

現在の子供の医療費は、医療を受けたときに窓口で一旦全額負担し、後日償還する制度で、これだと給料前だとか手元に現金がなくて子供を医者に連れていけない場合もあるというふうに言われているわけであります。経済的理由で必要な医療が受けられない事実から、考える必要があるのではないでしょうか。

○議長（植村ケイ子君）　中田部長。

○住民福祉部長（中田　進君）　子供の健康を守るという意味で子供医療が大切な役割を担っているという点については異論があるところではありません。また子供医療だけではなく、町の保健事業といたしましても乳幼児、児童への取り組みは積極的に行っているところでございます。また、子供医療の現物給付については奈良県に対しまして要望しているところで

ございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　池田議員。

○９番（池田年夫君）　今、現物給付については奈良県に要望しているという回答もあったわけでありますけれども、今の段階で日本では子供の貧困は６人に１人であるというふうに言われているわけであります。東京都の子供の生活実態調査では、虫歯の本数について、困窮層とそれ以外の層とで大きな差が出ているというふうに言われています。親の経済格差が子供の健康格差につながっているというふうに言われているわけであります。子供の受診抑制、健康格差は将来にわたって影響しかねない状態であります。自治体が地域の子供の健康を守ることに努力すべきであります。

先ほどの回答で県のほうにも要望していくというふうに言われたわけでありますけれども、このように子供の貧困の格差というのが非常に多くなってきているという状況の中で、一刻も早く県のほうに現物給付できるような制度に切りかえていけるように町としても要望していただきますようにと思いますけれども、町長の所見はいかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君）　中田部長。

○住民福祉部長（中田　進君）　今後につきましても、医療費助成のみならず、健康対策も含めまして医療が受けやすく健康保持を図れるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　ご理解いただけましたか。

○９番（池田年夫君）　はい。

○議長（植村ケイ子君）　再質問いいですね。

池田年夫君の一般質問を終わります。

---

◇　衣　川　喜　憲　君

○議長（植村ケイ子君）　続きまして、６番議員、衣川喜憲君の一般質問を許します。

衣川喜憲君。

○６番（衣川喜憲君）　議長のお許しをいただきましたので、２点について一般質問をいたします。答弁の状況によっては自席から再質問をいたします。

まず、人権施策について質問いたします。

自治体の全ての事業は人権の尊重の理念に基づいて行われており、本町においてもこのこ

とは基本的な理念だと私は思っております。住民対象にはさまざま啓発活動が行われ、今年も例年のごとく７月には町主催で「人権を確かめあう町民の集い」が開催されると聞いております。一方、職員に対してはどうなのでしょうか。人権に関する基本的な考え方、進めるための体制の整備などが不十分ではないでしょうか。

そこで質問します。町の行政組織に人権問題啓発活動推進本部があると聞いておりますが、例規集にはその設置のための条例、規則は載っておりません。要綱に基づいて実施されているのでしょうか、また、人権施策基本方針などの指針はあるのでしょうか。

次に、推進本部のメンバーはどなたがついておられるのでしょうか。また、本部会議は開かれたのでしょうか。

３つ目、住民の人権意識の向上も必要ですが、まず、職員がこの問題をよく理解し、行動できなければなりません。人権問題に特化した全職員対象の研修は行われているのでしょうか。

以上、人権施策について町長の所見を伺います。

次に、協働について伺います。

少子高齢化の進行、日本経済の進度の停滞等々に伴い、本町を取り巻く状況はますます厳しい状況にあり、とりわけ生産年齢人口の減少は住民税の減収としてあらわれてきております。町の予算も次第に減少せざるを得ない状況になりますが、住民の意識は次第に高まり、その要求は多様化するとともにますます増加の傾向にあります。行政がこれらの要求全てに対応することは不可能と言っても過言ではありません。

そこで、多くの自治体は十数年前から、住民の理解のもと、その一部を住民に担ってもらう協働の考え方で町づくりを進めております。本町のような規模の小さな自治体においては、なお一層協働による町づくりが有効であり、必要な施策であると思います。

今年３月に出された本町の基本構想にも協働の町づくりの進行として触れられていることから、今後も進められることと思いますが、職員の皆様に協働の考え方が認識されているのか否か危惧しております。

そこで質問いたします。町の全ての課において、町民との協働を実践したとの具体的な例はありますか。次、依存体質から自立へと意識改革が必要でありますが、住民、職員への啓発を今後どのように進められるのでしょうか。

以上、協働に関する町長の所見を伺います。

○議長（植村ケイ子君）　森田町長。

○町長（森田浩司君）　６番、衣川議員の質問に回答いたします。

人権・同和問題啓発活動推進本部は、奈良県市町村人権・同和問題啓発連協の基本的な機構形体として各市町村内に設置されております。本町におきましても三宅町長を本部長と位置づけておりますが、議員ご指摘のとおり、設置要綱等は未整備であり、本部会議等の開催には至っておりません。また、人権施策基本方針についても未策定となっており、現状は第３次基本構想に掲げるあらゆる人権擁護の充実として、重点的な取り組みの方向性が示されているにとどまっているところであります。

平成28年４月の障害者差別解消法、同６月のヘイトスピーチ解消法、12月の部落差別の解消の推進に関する法律にはそれぞれ地方公共団体の責務が明記されているところでありまして、本町といたしましては、人権施策の重要性について再度認識を改め人権施策基本方針等の策定に取りかかり、三宅町人権啓発推進本部設置規程等の整備を進め、管理職を主体とした推進本部体制を構築し、人権教育及び人権啓発の連携を図り、あらゆる人権問題への取り組みを行ってまいりたいと考えております。

人権問題に特化した全職員対象の研修についてのご質問ですが、７月の差別をなくす協調月間の事業として「人権を確かめあう町民の集い」を住民向けに実施するとともに職員の参加を呼びかけており、また、新規採用職員研修においては人権をテーマとした研修が盛り込まれている内容となっておりますが、全職員を対象とした人権研修は実施できていない現状にあります。

議員ご指摘のとおり、差別事象に接した場合の職員の理解や行動が、行政職員として問題を正しく捉え、どのように行動すべきかを判断できなければなりませんが、現状の研修や学習体制では不十分であることを改めて認識しているところでございます。

近年は、インターネットへの差別書き込みや児童や高齢者虐待、障がい者差別、外国人差別等数多くの事象が報告されている中、三宅町においても例外なく起こり得る事象でありまして、行政のあらゆる部署に人権の課題があるとの共通認識のもと、人推協や啓発連協が行う集会やセミナーなど人権問題をテーマとする研修等に積極的に参加を促すとともに、人権問題を正しく理解し、正しく行動に移せることができるよう全職員を対象とした研修を充実してまいる所存でございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続いて、協働についてのご質問ですが、三宅町においても、住民を取り巻く社会環境の変化により、近年、地域における課題が複雑化、多様化したため、行政に対し、今まで以上にきめ細かな対応や地域の特性を生かした町づくりが求められています。しかし、税収の低迷

や職員定数の抑制等により、行政としての経営資源は制約され、行政のみの対応では困難な現状となっております。このような課題に、住民の発想と行動力とこれまで行政が蓄積した実績をもとにお互いの特性を活かし協働して取り組むことで、より効果的な事業が期待できるものです。

１つ目の町の全ての課において町民との協働を実践したとの具体例はありますかとの問いですが、本町では現在、屯倉歴史遺産を守る会のあざさの花普及推進部会が行っているあざさの花普及啓発に伴う活動や、太子道の集い実行委員会が主催とする太子道の集い、各自治会において自主的、主体的に取り組む活動に対し魅力ある町づくりを推進することを目的に交付される三宅町魅力ある町づくり交付金事業や、高齢者の社会参加を促進するため、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げるとともに寝たきりの方やひとり暮らしの方への激励や慰問活動を行う友愛チームの活動等、さまざまな行政提案型の協働事業が実施され、少しずつではありますが、行政のみの対応ではなく、多様な主体との連携によって公共サービスを担える協働の町づくりの仕組みができているところでございます。

２つ目の住民、職員への啓発を今後どのように進められるかとの問いですが、さきにも申したとおり、住民全体に対し一律の公共サービスを提供するという手法だけでは、多種多様な地域社会の課題に対応することはできません。公共サービスは全て行政が担うという考え方から脱却し、住民も行政も依存から自立へ変化する時期が来ており、お互い、協働に対して理解と努力が必要と考えております。

今後、今まで実践してきた事業についても、既存の枠組みにとらわれることなく、民間事業者や自治会等の地域組織と協働するほうが効率的かつ効果的な事業展開望めるものについて積極的に協働化を進めるため、意識啓発はもちろんのこと、タウンミーティング等により住民と行政の対話の充実を図りながら、町づくりは住民が主役であるという考えを基本とし、さらに協働の町づくりを実践してまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君）　衣川議員。

○６番（衣川喜憲君）　それでは、再質問を行います。

ただいま町長から回答いただきましたが、私が危惧していたとおり、三宅町においては基本的な考え方、また組織がないというような実態が出てまいりました。もちろん皆さんは公務員であるということで、住民の福祉の向上という形の宣誓をされて公務員になられたと思います。ところが、そのことがなおざりというか、もう意識の片隅に行ってしまったような状況が、今回答されたように考え方も組織もないということであらわれると思います。

人権尊重ということは行政の基本理念だということは認識していただいていますでしょうか、まずそこから伺います。

○議長（植村ケイ子君）　町長。

○町長（森田浩司君）　議員ご指摘のとおり認識しているところでございます。

○議長（植村ケイ子君）　衣川議員。

○６番（衣川喜憲君）　この３月に出されました基本構想の冊子22ページには、基本理念は私たちが三宅町で町づくりに取り組む上で最も大切にしていきたい考え方ですとあります。基本構想に至ったときに、もちろんパブリックコメントを求められました。それについて私は意見を出さなかったということは私の落ち度ということは十分認識しているわけですけれども、基本構想のどの部分が人権尊重に当たるのか、お答えを伺います。

○議長（植村ケイ子君）　総務部長。

○総務部長（岡橋正識君）　基本構想の部分なんですけれども、人権の部分ですので私より回答をさせていただきます。

議員おっしゃいました基本構想でいいますと、31ページでございますが、お手元にないかと思いますけれども、この中でみんなの学びたいを考える地域教育という項目の中に５点が掲げられておりまして、その４点目ですけれども、人権意識を向上する、人権意識の向上のため、各団体との連携の強化を図り、人権を尊重し合える町づくりを進めますというふうに書かせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　衣川議員。

○６番（衣川喜憲君）　確かに31ページには地域教育という形で人権に関する内容が書かれています。

ところで、人権というのは教育だけなんでしょうか。そのことについてお伺いいたします。

○議長（植村ケイ子君）　総務部長。

○総務部長（岡橋正識君）　お答えします。

先ほど申しました３つの法律が成立しておりますけれども、それ以前に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、既にこれが公布されております。この中にも、地方公共団体の責務としまして、人権教育及び人権啓発する施策を策定し、実施する責務も有するということが書かれておりますので、これにのっとりまして今後、人権にかかわる基本的な計画というものを定めていかねばならないというふうに考えているところでございます。

○議長（植村ケイ子君）　衣川議員。

○６番（衣川喜憲君）　今さら言うというのは何なんですけれども、多くの自治体はこういった施策、基本方針、組織をきっちりとつくって行政を進めています。それでも差別事象は起こっているのが現状です。そういうことを強く認識していただいて、そして皆さんが職務に専念していただくように求めるものです。

次ですが、町長が本部長となられている人権啓発活動推進本部が教育委員会でなくて町長部局に置いているという意味をどのように捉えられているか、質問いたします。

○議長（植村ケイ子君）　もう一度、質問の内容。

○６番（衣川喜憲君）　青少年問題の本部は、事務局は教育委員会にあります。人権問題の推進本部の事務局は、今回は総務課だと思っております。なぜ町長部局に置いているかの意味を今から私の理解する範囲で伝えますので、そのことを十分理解していただいて今後行政を進めていただきたいと思います。

なぜ町長部局において町長が本部長となっているかといいますと、行政の組織は縦割りですので、それを崩そうという努力はされていますが、今なお縦割りは強いものがあります。教育委員会に推進本部を持っていくと、多くの職員がこれは教育の問題だというように捉えることが多い実態は皆さん方、わかると思います。そこで、あえて町長部局に本部を置いて、人権の問題と青少年の問題はちょっと間違った置き方をされていますが、青少年の問題は町全体で取り組むべき課題であるということで、あえて町長部局が事務局を持っているということを認識していただきたいと思います。

この件につきましては、今後早急に基本指針、そして組織を立ち上げられ、全職員に周知徹底していただいて、この理念に基づいて行政を執行されるように求めるものです。

次に、協働についてに移りますが、ただいま回答いただきましたように、本町においてもさまざまな課において住民との協働という事業が進められております。協働という活動は住民自治からも非常に大切なことであると私は考えています。自分たちのまちは自分たちでつくるんだという意識が少しでも持てる、町が言われたままにやっているんじゃないんだよということを認識することが、自分たちで自分のまちをつくっていこうと、そこから郷土愛が生まれ、そして育まれ、住民と行政双方が三宅町をいいまちにつくっていこうと、協働というのはそういう意味があると私は思っていますので、今後も各課において、まず職員さんにそういう意味があるんだよということをよく理解していただいて、今後実行していっていただきたいと思います。今のは質問ではありません。

ただいま２項目について質問いたしました。一つは人権施策です。このことは基本理念ですので、本町においてはまだまだ不十分な状況が明らかになったわけですから、今後早急に指針、体制を整備されて、周知徹底して行っていただきたいと思います。

もう一つの協働については、半分は町に対する応援です。今回の回答につきましては今後も注目してまいりますので、理事者におかれては早い段階で実行に移されるよう求めて、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　一応、内容としては町職員さんの認識度を高めるということですね。わかりました。

衣川喜憲君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は終わります。

---

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君）　以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たりまして、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君）　議長のお許しをいただきましたので、三宅町議会第２回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会に補正予算２件、条例の制定及び改正２件、繰越計算書の報告３件、同意１件、諮問１件の計９件の重要案件のご提案を申し上げ、慎重審議いただき、各議案全て原案どおり可決、同意をいただきましたことにつきまして厚く御礼申し上げます。

また、一般質問でいただきました議員皆様方のご意見などを参考にしながら、今後とも本町の発展のために一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（植村ケイ子君）　これをもちまして、平成29年６月三宅町議会第２回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後　０時０６分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員